

令和3年4月から主任（監理）技術者に求める資格について（お知らせ）

本市では、技術者の能力を評価する項目として、「主任（監理）技術者の資格」を設定していますが、令和3年4月より、本評価項目における評価基準を改定しますのでお知らせします。

1 評価基準の改定

「主任（監理）技術者の資格」の評価基準については、表-1のとおりです。

表-1 「主任（監理）技術者の資格」の評価基準

令和3年3月31日まで（現行）	令和3年4月1日から
建設業法第7条の二の八に該当する資格のうち、当該工種に係る1級国家資格又は技術士の資格	発注者が求める資格

2 発注者が求める資格

発注者が求める資格は、表-2のとおりとし、工事の規模や内容に応じて設定することとし、各工事における入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に明示します。

なお、求める資格を追加する場合は、随時お知らせします。

表-2 求める資格一覧

区分	工事種別	発注者が求める資格
全般	コンクリートの打設量が多い工事	コンクリート主任技士
道路工事	橋梁・トンネル補修工事	コンクリート診断士
下水道工事	管更生工事	下水道管路更生管理技士 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
	推進工事	推進工事技士

3 適用時期

令和3年4月1日より入札公告を行う工事から適用します。